

他自治体の条例制定状況

自治体	条例施行日	条例制定の目的（前文より要約）
荒川区	平成25年10月10日	都区制度改革により、特別区を「基礎的な地方公共団体」として明確に位置付ける地方自治法の改正が実現し、区と議会が果たす役割・責務が大きくなった。荒川区議会が今まで以上に役割と責務を果たしていくために、議会改革を更に推進し、より一層区民に信頼される議会の構築が求められている。議会、議員の活動原則等、議会の基本的事項を定めることにより、議会が権能を発揮し、区民の負託に全力で応えていく。
板橋区	平成27年4月1日	平成22年に議会改革勉強会を、翌年に議会改革調査特別委員会を設置し、議論を積み重ね、「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二元代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の4点を議会改革の方向性として定めた。 板橋区議会は、議会改革を実効性あるものとして一層推進するとともに、議会が果たすべき責任及び役割を明確に示すため、議会基本条例を制定する。
墨田区	令和元年5月1日	二元代表制の一翼を担う区議会は、その権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っている。より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えるため、議会基本条例を制定する。
調布市（※）	平成25年3月27日	市議会は、市長その他の執行機関の事務について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策の立案及び提言を行う機関となることが求められている。市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話を通じて意見を正しくくみ取り、市の行財政運営に反映させなければならない。 こうした認識を市民と共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、議会基本条例を制定する。

自治体	条例施行日	条例制定の目的（前文より要約）
小金井市	平成 28 年 8 月 1 日	<p>地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策立案する活動を、より充実強化しなければならない。</p> <p>市議会は、議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、議会の最高規範としての条例を制定する。</p>
小平市（※）	平成 26 年 3 月 28 日	<p>住民自治の実現を目指すとともに、小平市自治基本条例の議会の責務に基づき、主権は市民にあることを常に自覚し、不断の議会改革を進めることを決意し、議会基本条例を制定する。</p>
国立市	平成 27 年 1 月 1 日	<p>国立市議会は、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に参加し、その成果を実感できる議会を目指す。</p> <p>積極的な広報・広聴につとめ、市民からの政策提案を受け止めながら、議員同士の闊達な自由討議により市政の課題を掘り起こし、市民に開かれた「見える！動く！創り出す！」議会をめざして、議会基本条例を制定する。</p>
立川市	平成 26 年 4 月 1 日	<p>議会が、意思決定機関としての責務を果たすとともに、市民の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、議会の規範としての議会基本条例を制定する。</p>
八王子市	平成 26 年 4 月 1 日	<p>地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で地方自治の本旨に基づいた豊かな八王子市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。</p> <p>このような役割を果たすため、議会及び議員の活動原則、議会と市民の関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に答えることを決意し、議会における最高規範として、議会基本条例を制定する。</p>

自治体	条例施行日	条例制定の目的（前文より要約）
東村山市	平成 26 年 4 月 1 日	<p>平成 12 年の地方分権一括法の施行を契機に、地方自治体の果たすべき役割と責任はますます大きくなり、同時に議会の役割の重要性もさらに高まった。</p> <p>東村山市が市民にとって将来にわたり安心して暮らし続けたいまちとなるよう、市議会が自らの責任と役割を果たし、信頼される議会であり続けるため、議会基本条例を制定する。</p>
多摩市（※）	平成 22 年 9 月 8 日	<p>多摩市議会は従来からさまざまな議会改革に取り組んできたが、議会の機能や役割を検証し、議会基本条例を制定する意義への認識を深めてきた。</p> <p>市民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、憲法と地方自治法のもとの二元代表制による多摩市の自治を推進し、不断の議会改革をすすめるため、市議会についての最高規範として議会基本条例を制定する。</p>
あきるの市	平成 27 年 7 月 1 日	<p>市政は、市民により選ばれた議員で構成する市議会と、同じく市民により選ばれた市長との二元代表制で運営され、市議会は多様な市民の声を反映し、市にとって最良の意思を決定することで市民福祉の向上や市勢のさらなる発展を目指していく使命が課せられている。</p> <p>市議会は不断の議会改革に努め、地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託に応じていくことを決意し、市議会の最高規範となる議会基本条例を制定する。</p>

（※）の自治体は、自治基本条例も制定している。